計画書

大阪都市計画特定街区の変更(市決定)

都市計画愛隣特定街区を次のように変更する。

名称	位置	面積	建築物の延べ面積の 敷地面積に対する割合	建築物の高さ の最高限度	備考
愛隣特定街区	大阪市西成区 萩之茶屋一丁 目地内		-	-	特定街区を廃止する。

「区域は説明図表示のとおり」

「あいりん総合センター跡地等利活用にかかる基本構想 (活用ビジョン)」に基づくまちづくりの実現に向けて、土地区画整理事業による公共施設の再編と宅地の整形化とともに、既に集積している都市機能の更新・充実を図ることなどにより、地域住民が誇れる魅力ある市街地環境の創出を図るため、萩之茶屋一丁目地区地区計画の決定にあわせて、本案のとおり特定街区を廃止しようとするものである。

(参考)

1. 変更内容

愛隣特定街区を廃止する。

() 内は旧を示す。

名 称	位 置	面 積	建築物の 延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建築物の 高さの 最高限度	備考
愛隣特定街区	一 (大阪市西成区入船 町3-1、7-1、 8、9、15-1、16- 1、18-1、22 番地 地内 〔現:西成区萩之茶 屋一丁目地内〕)	— (約 0. 64ha)	(37/10)	高層部 44.0m 中層部 34.0m 低層部 12.0m	ー 建築物の高さは 屋上塔屋を含む

「区域は説明図表示のとおり」

2. 変更に係る土地の区域

大阪市西成区萩之茶屋一丁目地内

位 置 図





